

2023年度の事業計画書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

特定非営利活動法人 happiness

1 事業実施の方針

- (1) 子ども支援向上のため、職員の研修参加を促進し、質の向上に努める。体験機会の提供を増やし、多様な関わりと子どもたちの成功体験につなげる。
- (2) and happiness. オープンに伴い、より地域活性に向けた地域と企業、NPO の協働の場を目指す。
- (3) フードパントリーをきっかけに支援に繋がる世帯が多く子育て世帯と若者世帯に限定したパントリーを再開し、より多くの当事者へ支援を届ける。
- (4) 居住支援にて実績を重ね、自立援助ホーム設立に向け情報収集と開設に向けた準備を行う。
- (5) カフェでの就労を機会に一般就労への意欲を持ってもらえるよう、業務内容を細分化し受け入れやすく、ステップアップを目指せる働く環境づくりにする。
- (6) 新たな子ども食堂の立ち上げに関わり、南区内に新規で3箇所の設立を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数
子ども支援活動 及び 教育事業	子ども食堂の開催 /体験活動の提供	(A) 子ども食堂/毎週月曜・水曜日・土曜日(不定期)/17:00~20:00 体験活動/不定期開催 (B) 月曜・水曜/4月5月唐橋文化教育会館、6月以降「and happiness.」土曜/「happiness*cafe」 (C) 150名	(D) 南区とその周辺に居住する小中学生とその保護者 (E) 延べ3000名
生活支援事業	フードパントリー/居住支援/伴走型支援	(A) フードパントリー/適時、居住支援/適時受け入れ/適時、伴走支援/随時 (B) フードパントリー/南区内会場、居住支援/ハピネスハウス(住所非公開)、伴走支援/京都府内 (C) 5名	(D) 京都府とその近隣に在住する孤立困窮状態にある世帯、SNSなどを通じハピネスの活動に興味を持った16歳から22歳までの少女 (E) 延べ200世帯、30名
就労体験・職業訓練による就労支援事業	就労体験の受け入れ	(A) 適時 (B) happiness*café/and happiness. (C) 5名	(D) 課題を抱えた若者 (E) 6名
コンサルティング事業	講演会登壇、立ち上げ支援の実施	(A) 必要に応じて適時 (B) 依頼場所に出張もしくは当団体の活動場所 (C) 3名	(D) 京都府内の希望する団体、個人 (E) 30名

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。